

令和 8 年度「子ども 110 番の家」セーフティーコーン 新規設置校募集要領

1 経緯及び目的

岡山県では、「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」(平成 18 年 9 月 29 日公布・施行)に基づき、子どもたちの安全をはじめ全ての県民の安全を確保するための諸施策を進めています。

これまで各地域で、子どもの登下校時における緊急避難場所として、「子ども 110 番の家」の設置が進められてきたところですが、県では、平成 18 年以降、学校区単位で「子ども 110 番の家」に岡山県マスコット「ももっち」のイラスト入りのセーフティーコーンを設置する「子ども 110 番の家支援事業」を行っています。

セーフティーコーンの設置は、子どもたちの目線で「子ども 110 番の家」がより分かりやすく、また、地域ぐるみで子どもたちの安全を守るという気運を一層高めることなどを目的とするものです。

2 対象校

- ・「子ども 110 番の家」セーフティーコーンを新規に設置する小学校及び義務教育学校
- ・既に設置済みの学校は対象外(対象校は別紙 7 を参照)

3 申請期間

令和 8 年 6 月 19 日(金) 締め切り

4 申請方法・申請先

申請書(別紙 4)と調査表(別紙 5)を、県くらし安全安心課 安全安心まちづくり班(担当:梶谷)まで、FAX 又はメールで御提出ください。

【FAX】086-225-9151

【E-mail】ayaka_kajitani@pref.okayama.lg.jp

5 送付方法等

- ・受注業者から直接学校に送付されます。
- ・送付時期は、令和 8 年 8 月頃です。

6 その他

- ・新規設置決定校は、セーフティーコーンを受け取った後、設置状況の報告をしていただきます。
※ 報告関係書類は、後日送付します。
- ・既に設置済みの学校を対象とした、破損交換・追加設置の「子ども 110 番の家」セーフティーコーンについては、別途希望調査を行います。